

議第248号から議第268号まで

指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）

指定管理者を次のように指定する。

令和元年11月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
248	京都市室町児童館	京都市東山区三条通大橋東二町目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
249	京都市錦林児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都福祉サービス協会	同 上
250	京都市修学院児童館	京都市左京区一乗寺燈籠本町26番地 京都市修学院児童館運営委員会	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
251	京都市修学院第二児童館	京都市東山区三条通大橋東二町目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
252	京都市明德児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都福祉サービス協会	同 上

253	京都市円町児童館	京都市東山区三条通大橋東二町目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
254	京都市西野児童館	同 上	同 上
255	京都市大塚児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の528 社会福祉法人洛和福祉会	同 上
256	京都市勸修児童館	京都市山科区西野山中臣町29番地の36 京都市勸修児童館運営委員会	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
257	京都市久世児童館	京都市東山区三条通大橋東二町目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
258	京都市安井児童館	京都市右京区太秦安井奥畑町22番地の18 京都市安井児童館運営委員会	同 上
259	京都市嵯峨野児童館	京都市西京区榎原角田町1番地の42 社会福祉法人積慶園	同 上
260	京都市山ノ内児童館	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2 社会福祉法人宏量福祉会	同 上
261	京都市梅津北児童館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	同 上

262	京都市嵯峨広沢児童館	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
263	京都市嵐山東児童館	同 上	同 上
264	京都市住吉児童館	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	同 上
265	京都市向島南児童館	京都市伏見区向島本丸町68番地 社会福祉法人向島保育園	同 上
266	京都市神川児童館	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
267	京都市羽東師児童館	同 上	同 上
268	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	東京都港区芝大門一丁目1番3号 日本赤十字社	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

京都市室町児童館ほか20施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。